

(案)

## インテリジェンス機能の強化に関する有識者会議運営要領

令和 8 年 9 月 28 日  
インテリジェンス機能の強化  
に関する有識者会議座長決定

インテリジェンス機能の強化に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）の運営については、この運営要領の定めるところによるものとする。

1. 有識者会議において配布された資料は、原則として、各有識者会議の終了後、公開する。  
ただし、座長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。
2. 議事の内容については、各有識者会議の終了後、内閣官房において記者ブリーフを実施する。有識者会議での意見の紹介等を行う際は、原則として、発言者の氏名は非公開とする。
3. 有識者会議の議事要旨は、原則として、各有識者会議終了後、発言者の氏名を付さない形で、公開する。
4. この運営要領に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。